

アフリカ女性の婚姻をめぐる統計的諸問題

著者	早瀬 保子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1999-03
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008388

アフリカ女性の

婚姻をめぐる

統計的諸問題

早瀬保子

アフリカの高出生力と関連して、女性の婚姻形態や配偶関係構造の変化に関心が高まっている。とくにアフリカの女性の早婚皆婚傾向はつとに知られている。1960年代以降人口センサスや標本調査が実施されるようになり、婚姻に関する情報が種々利用可能になっているが、アフリカ諸国の人口統計データは、人口動態統計が未整備である上、人口センサスについても、その精度、信頼性、正確性にかなり問題を含んでおり、利用可能性において、不十分であることは否めない。さらに、アフリカにおいて夫婦の婚姻時が曖昧でそれを特定するのは困難である上、成人人口の年齢申告の正確性に問題があり、初婚年齢に関するデータは信頼性にかなり問題を含んでおり、婚姻状況を分析する上で統計的にさまざまな困難な問題に遭遇する。本稿では、アフリカ諸国の婚姻を分析する上で重要な、婚姻の定義、年齢申告の正確性の問題、初婚年齢の測定をめぐる問題などについて取り上げる。

1 アフリカの婚姻データとその問題

アフリカの婚姻に関する研究は、家族、リネージや社会システムとの関連でこれまで人類学者や社会学者により多くなされてきた。特に人類学者や民族学者は、制度的、文化的あるいは民族学的見地から質的情報を詳細に研究している。しかしながらこれらの研究から検出された、アフリカ女性の早婚皆婚に関する論議は、概して特定の人口集団や小地域に基づく調査など量的にも質的にも不十分なデータによるものが多かった。

一方、アフリカでは1960年以降近代的な人口センサスや各種人口調査が実施されるようになった。人口センサスをはじめとして、世界出生力調査 (World Fertility Survey: WFS) や人口保健調査 (Demographic and Health Survey: DHS) は、国際比較に重点を置き、概念や定義もできる限りシンプルなものとしており、その調査対象者が広いことから有用性は高い。

アフリカの婚姻を分析する上で、さまざまな問

題があげられるが、とくに次の3点が重要である。第1が婚姻の定義、第2が週及調査における年齢申告の正確性の問題、第3が初婚年齢の測定(婚姻日と結婚登録日)に関する問題である。

アフリカでは、結婚は個人間の結合というよりも、むしろ家族やリネージ間という集団の結合の方が重視されてきた。したがって婚姻は、必ずしも民事婚のように婚姻登録日というひとつの事象により決まるとは限らない。それはしばしば両家の間での数カ月または数年を要する一連の手続き、行事や婚資をめぐる交渉を含む「プロセス」を完了することにより達成されるものである。婚姻日はそのプロセスの間に任意に決められ、婚姻事象が世帯の形成や子供の出生の事象に先行するとは限らないなど、夫婦の婚姻時が曖昧でそれを特定するのは困難である。

モロッコのイスラム社会では、婚姻の登録日と夫婦が同居する日は必ずしも同日ではなく、婚姻の調査に混乱を招く要因のひとつである。さらに、夫の死亡後、夫の親族(亡夫の弟など)により寡婦が継承される制度(レヴィレート)があり、この場合性関係がない場合も社会的に夫婦として公認されるが、婚姻日が夫の死亡時であるか特定の日であるか明らかでない。コートジボアールでは、人種間または同一人種内でさえ、伝統的な婚姻形式は非常に多様であり、人口学的に明確な婚姻の概念が存在しない。婚姻形式は、一夫多妻婚、幼児期の結婚、別居形式の訪問婚など多様である。このようにアフリカの婚姻形式の多様性や複雑さが、婚姻時の特定を困難にしている。

2 婚資の意義

通常、結婚に際し、婚資が夫のリネージより妻のリネージへ贈与されるが、婚資の種類や数量、

贈与の方法、分配の仕方などは、それぞれの民族・社会によって異なる。婚資は結婚前の全額完納と結婚前から結婚後子供の出産にいたる期間まで分割で納められる場合もある。婚資の支払によって、正式に両家の間に婚姻が承認され、夫は妻と夫婦関係を持つことの保証と妻の経済的な貢献を得る権利を持つのである。

ジンバブエの「慣習婚」では、挙式が婚姻担当官立ち会いの下で行なわれ、婚資「ロボラ」(lobola)が新夫から新婦の家族に受け渡しが行なわれたことが確認された後に、慣習法の下で婚姻登録がされる。ロボラは、新婦の教育水準が高いほど高額になる傾向がみられるようである。ロボラの金額は、インフレにより高騰し、1995年現在では年収の数倍以上の5000～1万ジンバブエ・ドル(Z\$: 1995年当時で1Z\$=11円)が相場となっている。ロボラの実行は婚姻の合法性、両家の緊密さの象徴でもあり、女性に対する尊厳を意味し、一種の保障を与えるものとみなされている。そのため、現在でもロボラの存続を支持するものが97%に上っている。

3 人口調査における「有配偶」の定義

人口調査において「有配偶」の状態をどのように把握し、分類しているかみてみよう。まず、人口センサスでは通常「有配偶」の状態は事実婚に基づき調査され、民事婚による夫婦、慣習婚や宗教的婚姻による夫婦と同棲の三つのタイプに区別している。一方、WFSやDHSは、出生力調査として設計されているために、配偶関係は性関係に重点を置いて調査されている。したがって「夫婦で同居」と「男性と同居」は両者とも同棲関係にあることから、「結婚している状態」と同義語とみなされる。DHSでは、「有配偶」は民事婚と各

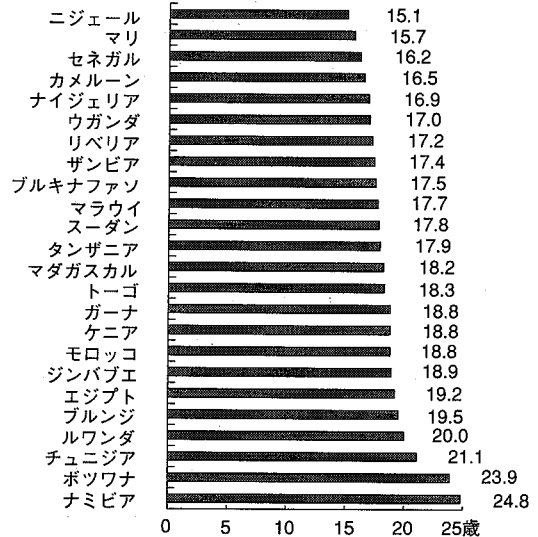
宗教による婚姻（慣習婚）とし、「同棲」はインフォーマルまたは合意の結婚（事実婚）と定義している。

DHSはWFSより各国統一した内容により調査が実施されたが、各国の婚姻法の差異が質問の表現方法に微妙な差を生じさせ、それは調査結果に反映する。例えば、トーゴを除くフランス語圏の国は一般に同棲を認めていない国が多く、同棲の者が「同棲」として集計されなかったり、「有配偶」に含まれる可能性もあり、国際比較の上で問題がある。一方、スーダンを除く英語圏の国は同棲を有配偶と別計して報告している。ジンバブエの1992年人口センサスでは、同棲し、相互に夫婦であることを認めている男女は、届け出の如何にかかわらず「有配偶」としている。セネガル、ブルンジ、マリでは、同棲は1%以下と少ないが、リベリアでは、15～49歳の女性の38%が同棲、29%が有配偶である婚姻についての各国間の社会的法的な差異が調査結果に反映している。

4 女性の初婚年齢と年齢申告の問題

アフリカの女性の平均初婚年齢は、DHS調査より最低15.1歳（ニジェール）から最高24.8歳（ナミビア）の範囲に分布しているが、24カ国中、20カ国が20歳未満と早婚である（図参照）。アフリカ諸国の法定婚姻年齢は、女性は16歳、男性は18歳が最も多い。女性の法定婚姻年齢が低い国は、マダガスカル（14歳）、マリ、カメルーン、ガボン（3国ともに15歳）、エチオピア（12～15歳）、ナイジェリア（9～16歳）、ケニア（9～18歳）で、高い国はギニア（17歳）、コートジボアール（18歳）である。図から、西アフリカ諸国で初婚年齢は低く、東アフリカ、北アフリカ諸国、南部アフリカの順に高い傾向がみられる。

アフリカ女性の初婚年齢（1986～94年）



(注) 25～49歳の女性を対象とする。

(出所) C. F. Westoff, A. K. Blanc, and L. Nyblade, "Marriage and Entry into Parenthood," *DHS Comparative Studies*, 10, Macro International Inc., Calverton, 1994, pp.5-8, 15-16, 19, 21, 25-26, 33; S. Kisho and K. Neitzel, "The Status of Women: Indicators for Twenty-Five Countries," *DHS Comparative Studies*, 21, Macro International Inc., 1996, pp.35, 61, 64, 75, 76; および各国DHSによる。

初婚年齢の申告の正確性の如何は、婚姻の調査内容にも関係している。人口センサスでは現在の配偶関係のみを質問しているが、WFS, DHSの調査では現在の配偶関係の質問の他に、「あなたは、最初の夫といつ同居を始めたか」と、過去の状況をも遡及して調査している。女性も再婚が稀でなく、最初の夫の婚姻日の記憶が不明瞭な中年女性は少なくない。このような状況は、初婚年齢申告の正確性に影響を与えており、各国DHS報告書においてもさまざまな問題が指摘されている。ブルンジでは58%が、ジンバブエでは77%が婚姻の期日を記憶していたが、ジンバブエでは、しばしば婚姻の登録時を婚姻日とすることが多く、同棲を始めた日と異なる場合があるようである。ガーナ、マリでは婚姻日を回答できた女性は、そ

れぞれ29%、10%以下にすぎなかったなど申告データに問題があることが指摘されている。ブルンジ、ウガンダとジンバブエの初婚年齢に関する申告は他のアフリカ諸国と比べれば、比較的正確であるとみられている。これら諸国はキリスト教徒が多く、彼らは教会で婚姻の儀式を行ない登録されるためである。

アフリカ諸国のWFSデータより年齢申告について分析した結果、低学歴で高年齢の者ほど、初婚年齢を高く申告する傾向があることが明らかとなった。このように、アフリカでは、婚姻の定義の複雑性が婚姻期日の特定を困難にし、さらに女性の申告の誤りが、調査結果の正確性に問題を残している。

5 南部アフリカに多い未婚の母

ボツワナの1988年DHSによれば、女性の平均初婚年齢は23.9歳と晩婚であるが、第1子平均出産年齢は19.6歳である。ボツワナのように、結婚が必ずしも性関係や出産の前提ではない国、あるいは民族・社会はアフリカでは少なくないようである。アフリカ諸国の未婚女性の性体験の割合もかなり高いようである。DHS調査より、その割合はボツワナ85%、リベリア81%、ナミビア63%、トーゴ61%など多くの国で5割を超えている。ところが、ブルンジ、マリ、ニジェールなどイスラム教徒の比率が高い国では10%以下にすぎない。

未婚の母の割合は、同様にDHS調査よりボツワナ、ナミビア、リベリアが40%以上であるのに

対し、マリ、ブルンジ、ナイジェリアでは5%以下と国による格差は大きい。ボツワナで未婚の母の比率が高いのは、婚姻成立に時間を要すること、特に婚資をめぐる交渉に長期間を要すること、男性の高い労働移動率や一夫多妻婚の減少などさまざまな社会経済的要因が影響している。さらに近年、非婚（未婚、死別、離別を含む）の女性も、有配偶の男性と同様に財産所有権や経営の権利が認められ就業機会が増え、これらも女性の婚姻動機に影響しているようである。未婚の母の高い割合は、上記のような要因による他、アフリカ諸国で未婚女性に対し家族計画サービスが提供されず、中絶が非合法である国が多いためでもある。

お す び

本稿は、アフリカ諸国の各種人口調査からアフリカ女性の婚姻に関する統計的諸問題について考察したものである。アフリカ諸国において各国、民族・社会の婚姻についての社会経済的、法的な要因がそれぞれの女性の配偶関係行動に少なからぬ影響を及ぼしていることが明らかとなった。婚姻や出生力分析を行なううえで、初婚年齢申告の正確性がもっとも重要な影響を及ぼすが、各国とも、低学歴、高年齢の女性の間で年齢申告に問題が多いことが指摘された。上記よりアフリカ諸国の婚姻・出生力分析には各国、民族・社会の社会経済的、法的な差異に留意することが重要であることが示唆される。

(はやせ・やすこノ開発研修室)